

平成14年9月2日

記者発表資料

平成13年度大気汚染及び水質汚濁の状況について

神奈川県では、関係機関と協力して大気環境や水域環境の常時監視及び有害大気汚染物質モニタリング調査を実施しております。このたび、平成13年度の調査結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

1. 大気汚染の状況

県では、大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市と協力して、常時監視測定局において二酸化窒素等の大気汚染物質について測定を行うとともに、ベンゼン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行いました。

(1) 測定結果の概要

ア 常時監視測定結果

県内87の常時監視測定局(一般環境大気測定局57局、自動車排出ガス測定局30局)で大気汚染物質濃度の測定を行った結果、二酸化硫黄及び一酸化炭素についてはすべての局で環境基準に適合している。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については前年度から環境基準の適合率が低下している。また、光化学オキシダントについては、未だ厳しい状況が続いている。

- 二酸化窒素については、測定を行った87局のうち65局で環境基準に適合(適合率74.7%、12年度の適合率は82.8%)している。(資料1-1 P2参照)
- 浮遊粒子状物質については、測定を行った87局のうち41局で環境基準に適合(適合率47.1%、12年度の適合率は63.2%)している。(資料1-1 P4参照)
- 光化学オキシダントについては、測定を行った56局すべてで環境基準に適合していない。なお、光化学スモッグ注意報の発令日数は13日で、被害の届出は1名であった。(資料1-1 P6参照)
- 二酸化硫黄については、三宅島の噴煙の影響による高濃度が短時間ではあるが、県内各地で観測された。(資料1-1 P6参照)

イ 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

ベンゼン等の揮発性有機化合物、アルデヒド類、重金属類及びベンゾ[a]ピレン等の計19物質について、県内22地点で測定を行った。(資料1-1 P8.9参照)

- ベンゼンについては、測定を行った21地点のうち15地点で環境基準に適合(適合率71.4%)している。(資料1-1 P10参照)
- トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、測定を行った20地点すべてで環境基準に適合している。(資料1-1 P10参照)
- 上記4物質以外の物質については、平成12年度に環境省及び各自治体を実施した全国調査結果と比較してほぼ同じ濃度レベルとなっている。(資料1-1 P10参照)

(2) 今後の取組み

ア 二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の対策

- 。工場等の固定発生源対策として、「大気汚染防止法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき規制基準の遵守等について一層の徹底を図る。
- 。自動車交通公害対策として、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、新たな総量削減計画を策定し、ディーゼル車からの排出ガス抑制対策や低公害車の導入促進など、施策の強化を図る。

イ 有害大気汚染物質対策

- 。今後も有害大気汚染物質のモニタリング調査を継続して実施するとともに、法・条例に基づく化学物質の適正管理や大気中への排出量削減についての指導を徹底する。

2. 水質汚濁の状況

県では、国土交通省、水質汚濁防止法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市及び平塚市と協力して、公共用水域144地点、地下水469地点で水質汚濁状況を監視するための調査を行いました。

(1) 測定結果の概要

ア 公共用水域測定結果

- 。健康項目(26項目)のうち砒素が、火山地帯の自然的要因に由来して1河川2地点で、また、ほう素は9河川9地点で環境基準を超過している。ほう素は自然状態において海域に相当程度含まれており、この9地点は河口域にあることから、海水の影響を受けたものと考えられる。その他カドミウム等24項目については、環境基準を達成している。(資料2-1 P3 表1)
- 。生活環境項目の代表的指標であるBOD又はCODの環境基準達成水域は、48水域(河川31水域、湖沼4水域、海域13水域)中38水域(達成率79%)であり、前年度に比べて3水域減少している。河川、湖沼、海域別の達成状況は、前年度に比べて、河川で4水域減少、海域1水域増加、湖沼は同様であった。(資料2-1 P4図1)
これを長期的にみると、河川については、下水道の整備や法・条例による工場・事業場の規制、指導によって、改善傾向にある。
また、湖沼及び海域については、昭和60年代からほぼ横ばいの傾向にある。(資料2-1 P4図1)
- 。東京湾の全窒素、全燐の環境基準の達成状況は、4水域中1水域で達成している。(資料2-1 P4図2)

イ 地下水測定結果

。メッシュ調査

県内を1kmメッシュに分割し、平成13年度は各メッシュ内の井戸から298カ所の井戸の水質について環境基準項目などを調査した。(資料2-1 P10表14-1)

環境基準項目(26項目)については、298地点のうち277地点で環境基準を達成(達成率93.0%)している。その他の21地点については、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の4項目のいずれかが環境基準を達成していない。

。定点調査

長期的な汚染状況を確認するため95カ所の井戸について、環境基準項目などの経年的変化を調査した。(資料2-1 P10表14-2)

環境基準項目(26項目)については、95地点のうち87地点で環境基準を達成(達成

率91.6%)している。その他の8地点で鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目のいずれかが環境基準を達成していない。

。 定期モニタリング調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された76地点において継続的な監視を行うため、環境基準項目のうち9項目などを調査した。(資料2-1 P10表14-3)

調査対象とした9項目について、21地点で環境基準を達成している。なお、その他の55地点では、砒素、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の8項目のいずれかが環境基準を達成していない。

(2) 今後の取組み

。 河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組んでいる。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ水質保全対策に努めている。

。 東京湾については、これまでのCODの総量規制に加えて、平成14年度から新たに、窒素、燐の総量規制を導入したことにより、COD、窒素、燐の総量削減により水質の保全に一層努めていく。

。 地下水汚染の未然防止を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、地下水汚染の改善を図るため、汚染された地下水の浄化対策を指導している。

[資料1-1 平成13年度大気汚染の状況について](#)

[資料1-2 平成13年度大気汚染の状況について\(資料編\)](#)

[資料2-1 平成13年度水質汚濁の状況について](#)

[資料2-2 平成13年度水質汚濁の状況について\(資料編\)](#)

(問い合わせ先) 神奈川県環境農政部大気水質課 (大気環境の調査結果に関すること) 渡辺 電話 045-210-4103 木村 電話 045-210-4111 (水域環境の調査結果に関すること) 岸川 電話 045-210-4104 樫村 電話 045-210-4123 メールアドレス: taikisuisitu.0503@pref.kanagawa.jp
--

[室課別目次へ](#)

[時系列目次へ](#)

かながわの環境